

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県津山市草加部 1 1 7 0 番地の 2 2
名称 津山工業原料株式会社
代表取締役 尾関 茂之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成30年12月25日
許可の有効年月日 平成35年 8 月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (圧縮、破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮：紙くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。) (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 以上 2 種類

破碎：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く)・陶磁器くず (これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 以上 3 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類：圧縮機 (14PAS 型金属圧縮機)

設置場所：岡山県津山市草加部 1170 番地の 22

設置年月日：平成 10 年 3 月 30 日

処理能力：廃プラスチック類 3.95 t/日 (破碎)、金属くず 5 t/日 (圧縮)、
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず
4.272 t/日 (破碎) (8 時間)

(2) 種類：圧縮機 (ニコルスボーリングプレス)

設置場所：岡山県津山市草加部 1170 番地の 22

設置年月日：平成 10 年 3 月 30 日

処理能力：紙くず 9.6 t/日 (8 時間)

(3) 種類：破碎機

設置場所：岡山県津山市草加部 1170 番地の 22

設置年月日：平成 26 年 12 月 11 日

処理能力：廃プラスチック類 1.46 t/日、木くず 2.28 t/日 (8 時間)

【以下裏面に記載】

3. 許可の条件

- (1) 事業場の所在地：岡山県津山市草加部 1170 番地の 22
- (2) 事業場の面積：1,248 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年 8月11日 新規許可
- 平成30年 8月14日 更新許可
- 平成30年12月25日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

5. 規則第10条の9第3項において準用する規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無